

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあい

三 代表者の氏名

小林 茂雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市久保島二一七七

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者(児)の自立とその家族に対し「ふれあいと健やかなる生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みどりの里

三 代表者の氏名

吉田 みどり

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字今市四三五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅介護の必要な高齢者、障害者及びその家族等、援助を必要とする多くの人々に対して、居宅介護支援事業を中心とした各種在宅支援サービスや介護情報の提供、相談等を広く実施することで、地域の人々が健康で人間味のある生活を営めるよう努め、もって地域福祉の増進に寄与して

いくことを目的とする。

埼玉県告示第五十五号

美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

一 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目一番二十五号

号

財団法人美容師美容師試験研修センター

ター

二 講習日程及び講習会場

平成二十年十月二十七日～十一月十七日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一

号

埼玉県民健康センター

三 受講料

一万四千元

埼玉県告示第五十六号

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

一 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目一番二十五号

号

財団法人美容師美容師試験研修センター

ター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十年十月二十八日～十一月十一日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

一号

埼玉県民健康センター

ロ 平成二十年十一月十八日～十二月二日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

一号

埼玉県民健康センター

三 受講料

一万四千元

埼玉県告示第五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月五日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川口差間店

川口市差間三丁目三十八番一 ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社 ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 ベルク 代表取締役 原島 功 他

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 他

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年三月十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 一三〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 七八台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 二一七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年七月十八日

二 縦覧期間

平成二十年八月五日から平成二十年十二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月五日から平成二十年十二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢北野店

所沢市大字北野字桜田百九十五番地、百九十六番地

二 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成十八年十一月六日

埼玉県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、神川町土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月五日

職名 氏名 住 所
監事 茂木 義弘 児玉郡神川町大字元阿保五八三番地

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 作業種別

基本測量(精密地形調査)

二 作業期間

平成二十年七月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで

三 作業地域

さいたま市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、幸手市、北埼玉郡騎西町、同北川辺町、同大利根町、南埼玉郡宮代町、同葛蒲町、北葛飾郡栗橋町、同鷲宮町、同杉戸町

埼玉県告示第六十一号

平成十八年埼玉県告示第六百二十二号で公示した公共測量(出来形確認測量原図作成)は、平成二十年六月三十日終了した旨測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関の長である栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合管理者斉藤和夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十

四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合

二 作業種類

公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業地域

大利根町大字旗井、北下新井、琴寄

四 作業期間

平成二十年七月十四日から平成二十一年三月十日まで

埼玉県告示第六十三号

測量計画機関の長である富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合理事長梶兼三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業地域

富士見市大字壺丁目、向山、小敷谷、今泉、地頭方地内の一部

四 作業期間

平成二十年七月二十二日から平成二十一年三月十九日まで

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

二 作業種類
公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業地域

富士見市大字勝瀬地内

四 作業期間

平成二十年七月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第六十四号

測量計画機関の長である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合理事長藤倉芳武から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(三級、四級基準点測量、四級水準測量及び街区確定測量)

三 作業地域

上尾市大字壺丁目、向山、小敷谷、今泉、地頭方地内の一部

四 作業期間

平成二十年七月二十二日から平成二十一年三月十九日まで

平成二十年八月五日

一 測量計画機関

上尾市勝瀬原特定土地区画整理組合

埼玉県告示第六十五号

平成十八年埼玉県告示第六百二十三号で公示した公共測量(四級基準点測量出来形確認測量)は、平成二十年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である桶川市坂田東特定土地地区画整理組合理事長野本泰男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十六号

平成十九年埼玉県告示第九百六号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成二十年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である桶川市坂田東特定土地地区画整理組合理事長野本泰男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十七号

平成十九年埼玉県告示第三百一十一号で

公示した公共測量(二千五百分の一ディジタルマッピング)は、平成二十年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十八号

平成十九年埼玉県告示第七百八十七号で公示した公共測量(二級、三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である上尾市小泉土地地区画整理組合理事長河原塚堯義から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十九号

平成十九年埼玉県告示第六十二号で公示した公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長であ

る蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十年八月五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名	主たる事務所の所在地
セイコン商事	西功	久喜市下早見一八九四―四

埼玉県告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県知事 上田清司

許可番号

平成二十年二月十三日

指令東整第一九〇一四四〇号

二 検査済証番号

会

代表理事 荒木 正雄

特定非営利活動法人 ふれあい福祉

埼玉県教育委員会 入札に関する

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年八月五日

埼玉県長 田 畑 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育総務部総務課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
(5) 国又は地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、下記のとおり。

- イ 埼玉県ホームページを開く。
- ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。
- ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- ヒ 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
- フ 「物品等」を選択する。
- ヘ 「1 発注情報の検索」を選択する。
- セ 検索ボタンをクリックする。
- ソ 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育総務部総務課 IT調整担当 電話048-830-6614(直通)

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階202会議室

イ 日時

平成20年8月12日(火) 午前10時

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を受けた日から平成20年9月9日(火) 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を受けた日から平成20年9月8日(月)午後5時まで(必着)。
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時
埼玉県教育局教育総務部総務課 平成20年9月9日(火)午前11時
- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を次のいずれかの方法で、平成20年8月25日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法
この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (6) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年8月20日(水)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(7) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

平成二十年八月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 川越入間線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧A	川越市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四五八番一地从先から 同市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四四七番地先まで		六・五〇 二七・四四	一〇〇・五七		平成十九年六月二十九日付け埼玉県川越県土整備事務所 長告示第五十七号で設置した砂久保橋架換の為の仮橋及 び迂回路の撤去である。併せて、道路予定区域の一部を 変更する。 A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。
新A			六・五〇 一五・九一			
旧B	川越市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四五七番八地从先から 同市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四四七番地先まで		三・七八 一三三・六〇	一六三・六一		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年八月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年八月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備 考
川越入間線	川越市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四五八番一地从先から 同市大字今福(元松郷分) 字武蔵野一四四七番地先まで	平成二十年八月五日	延長一〇〇・五七メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧	飯能市大字下川崎字中原一〇番一地从先から日高市大字馬引 沢字宮ノ原七三番一地从先まで		一〇・〇三 一一・三〇	二九・二〇		
新			一〇・〇三 二九・一六			

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年八月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年八月五日
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
日高狭山線	飯能市大字下川崎字中原一〇番一地先から日高市大字馬引沢字宮ノ原七三番一地先まで	平成二十年八月五日	延長二九・二〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

坂戸市仲町二二番四七号

シャーマン・イケニ一〇一号室

小嶋 雅志 小嶋 祐里枝

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年六月十三日

第二〇〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十年七月三十日

第二〇〇〇四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ山下一五三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市千代田四一九一一四

コマイ建設株式会社 代表取締役

駒井 大吉

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年五月二十一日

指令杉整第二〇〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十八日

杉整第六一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南割畑

一三九〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井一

九九四一七リビエルコート二一一

日高 真秀

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十号

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

六四番三

入間郡毛呂山町大字下川原字矢嶋三

三 開発区域に含まれる地域の名称

飯整第二〇〇〇〇六号

二 検査済証番号

平成二〇年七月三十一日

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令飯整第二〇〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二〇年七月三十一日

飯整第二〇〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字矢嶋三

六四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

の開發行為に關する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年八月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年五月二十一日

指令杉整第二〇〇〇一一〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十九日

杉整第六一九一一号

三 開發区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四

二九一

四 開發許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市小淵四一四番地一 シャト

ーブランド一号楼四〇六号

須田 文貴

埼玉県選管告示第九十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年八月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十年八月五日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に關する審査の申立てについて

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)